

遅滞なく、主務大臣にこれを返納しなければならない。

(認定新技術等実証計画の変更に係る認定の申請及び認定)

第七条 法第十三条第一項の規定により新技術等実証計画の変更の認定を受けようとする認定新技術等実証実施者(第五項及び第六項において「申請者」という。)は、様式第十三による申請書(以下この条において「申請書」という。)を主務大臣に提出しなければならない。

前項の申請書の提出は、認定新技術等実証計画の写しを添付して行わなければならない。

二以上の主務大臣に申請書を提出する場合は、いずれか一の主務大臣を経由して、他の主務大臣に提出することができる。この場合において、当該申請書は、当該一の主務大臣が受理した日において当該他の主務大臣に提出されたものとみなす。

主務大臣は、第一項の変更の認定の申請に係る新技術等実証計画の提出を受けた場合において、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該新技術等実証計画に係る申請書に当該新技術等実証計画に対する主務大臣の見解を記載した書類を添えて、革新的事業活動評価委員会に送付し、意見を聴くものとする。

五 第一項の変更の認定の申請に係る新技術等実証計画の提出を受けた主務大臣は、前項の意見を踏まえ、速やかに法第十三条第六項において準用する法第十一條第四項の定めに照らしてその内容を審査し、当該新技術等実証の認定をするときは、当該意見が述べられた日から原則として一月以内に、申請者に法第十三条第六項において準用する法第十二条第一項の認定証を交付するものとする。この場合において、主務大臣は、当該変更の認定をする旨を、革新的事業活動評価委員会に通知するものとする。

六 主務大臣は、前項の変更の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第十四による通知書を申請者に交付するものとする。この場合において、主務大臣は、当該変更の認定をしない旨及びその理由を、革新的事業活動評価委員会に通知するものとする。

七 主務大臣は、第五項の変更の認定をしたときは、様式第十五により、当該認定の日付、当該認定新技術等実証実施者の名称及び当該認定新技術等実証計画の内容を公表するものとする。

(認定新技術等実証計画の認定の取消し)

第九条 主務大臣は、法第十三条第二項の規定により認定新技術等実証計画の認定を取り消すときは、その旨及びその理由を記載した様式第十七による通知書を当該認定が取り消される認定新技術等実証実施者に交付するものとする。

二 主務大臣は、法第十三条第三項の規定により認定新技術等実証計画の認定を取り消すときは、その旨及びその理由を記載した様式第十七による通知書を当該認定が取り消される認定新技術等実証実施者に交付するものとする。

三 二以上の主務大臣に申請書を提出する場合は、いづれか一の主務大臣を経由して、他の主務大臣に提出することができる。この場合において、当該申請書は、当該一の主務大臣が受理した日において当該他の主務大臣に提出されたものとみなす。

主務大臣は、第一項の変更の認定の申請に係る新技術等実証計画の提出を受けた場合において、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該新技術等実証計画に係る申請書に当該新技術等実証計画に対する主務大臣の見解を記載した書類を添えて、革新的事業活動評価委員会に送付し、意見を聴くものとする。

五 第一項の変更の認定の申請に係る新技術等実証計画の提出を受けた主務大臣は、前項の意見を踏まえ、速やかに法第十三条第六項において準用する法第十一條第四項の定めに照らしてその内容を審査し、当該新技術等実証の認定をするときは、当該意見が述べられた日から原則として一月以内に、申請者に法第十三条第六項において準用する法第十二条第一項の認定証を交付するものとする。この場合において、主務大臣は、当該変更の認定をする旨を、革新的事業活動評価委員会に通知するものとする。

六 主務大臣は、前項の変更の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第十四による通知書を申請者に交付するものとする。この場合において、主務大臣は、当該変更の認定をしない旨及びその理由を、革新的事業活動評価委員会に通知するものとする。

七 主務大臣は、第五項の変更の認定をしたときは、様式第十五により、当該認定の日付、当該認定新技術等実証実施者の名称及び当該認定新技術等実証計画の内容を公表するものとする。

(認定新技術等実証計画の認定)

第十一条 主務大臣は、法第二十二条第一項の規定により革新的データ産業活用計画の提出を受けた場合において、速やかに同条第四項の定めに照らしてその内容を審査し、当該革新的データ産業活用計画の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内(同項の規定により主務大臣が革新的事業活動評価委員会の意見を聴く場合又は同条第六項の規定により個人情報保護委員会に協議する場合を除く。)に申請者に様式第二十の認定書を交付するものとする。

二 主務大臣は、前項の革新的データ産業活用計画の提出を受けた場合において、法第二十二条第一項の規定により革新的事業活動評価委員会の意見を聴く場合は、いづれか一の主務大臣を経由して、他の主務大臣に提出することができる。この場合において、当該申請書は、当該一の主務大臣が受理した日において当該他の主務大臣に提出されたものとみなす。

三 前項の申請書の提出は、認定革新的データ産業活用計画の写しを添付して行わなければならぬ。

四 二以上の主務大臣に申請書を提出する場合は、いづれか一の主務大臣を経由して、他の主務大臣に提出することができる。この場合において、当該申請書は、当該一の主務大臣が受理した日において当該他の主務大臣に提出されたものとみなす。

(革新的データ産業活用計画の認定の申請)

第二节 革新的データ産業活用の促進

第十一条 法第二十二条第一項の規定により革新的データ産業活用計画の認定を受けようとする事業者(以下この条及び次条において「申請者」という。)は、様式第十九による申請書(以下この条において「申請書」という。)を主務大臣に提出しなければならない。

二 主務大臣は、法第二十四条第一項に規定する革新的データ産業活用関連保証又は法第二十五条の規定により主務大臣が革新的事業活動評価委員会に送付し、意見を聴くものとする。この場合において、速やかに法第二十二条第四項の定め照らしてその内容を審査し、当該革新的データ産業活用計画に係る申請書に当該革新的データ産業活用計画に対する主務大臣の見解を記載した書類を添えて、革新的事業活動評価委員会に送付し、意見を聴くものとする。この場合において、主務大臣は、当該革新的データ産業活用計画に対する主務大臣の見解を記載した書類を添えて、革新的事業活動評価委員会に送付し、意見を聴くものとする。この場合において、主務大臣は、第二項の変更の認定の申請に係る革新的データ産業活用計画の提出を受けた場合において、法第二十二条第一項の規定により革新的事業活動評価委員会の意見を聴く場合は、いづれか一の主務大臣を経由して、他の主務大臣に提出することができる。この場合において、当該申請書は、当該一の主務大臣が受理した日において当該他の主務大臣に提出されたものとみなす。

三 前項の申請書の提出は、認定革新的データ産業活用計画の写しを添付して行わなければならぬ。

四 二以上の主務大臣に申請書を提出する場合は、いづれか一の主務大臣を経由して、他の主務大臣に提出することができる。この場合において、当該申請書は、当該一の主務大臣が受理した日において当該他の主務大臣に提出されたものとみなす。

五 主務大臣は、第二項の変更の認定の申請に係る革新的データ産業活用計画の提出を受けた場合において、法第二十二条第一項の規定により革新的事業活動評価委員会の意見を聴く場合は、いづれか一の主務大臣を経由して、他の主務大臣に提出することができる。この場合において、当該申請書は、当該一の主務大臣が受理した日において当該他の主務大臣に提出されたものとみなす。

査を情報処理推進機構等に行わせた主務大臣は、速やかに当該報告の内容を情報処理推進機構等に通知するものとする。
(立入検査の証明書)

第二十二条 法第三十条の規定により立入検査をする職員の身分を示す証明書は、様式第四十七によるものとする。

附 則

この命令は、生産性向上特別措置法の施行の日(平成三十年六月六日)から施行する。

附 則

この命令は、法第三十条の規定により立入検査をする職員の身分を示す証明書は、様式第四十七によるものとする。

附 則

この命令は、生産性向上特別措置法の施行の日(平成三十年六月六日)から施行する。

附 則

この命令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

附 則

この命令は、生産性向上特別措置法施行令の一部を改正する政令の施行の日(令和二年三月十三日)から施行する。

附 則

この命令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和二年三月十三日)から施行する。

附 則

この命令は、公布の日から施行する。
(経過措置)

附 則

この命令の施行の際現にあるこの命令による改正前の様式(次項において「旧様式」といいう。)により使用されている書類は、この命令による改正後の様式によるものとみなす。
この命令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則

(令和三年六月一六日内閣府・公
正取引委員会・個人情報保護委員会・総務省・法務省・財務省・文部科学省・厚生労

働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・原子力規制委員会規則第一号)

1 (施行期日)
(経過措置)
この命令は、公布の日から施行する。

2 (施行規則)
この命令による廃止前の生産性向上特別措置法施行規則第二十二条に規定する証明書の様式については、なお従前の例による。

この命令による廃止前の生産性向上特別措置法施行規則第二十二条に規定する証明書の様式については、なお従前の例による。

様式第一 第二条関係

■■■ (第2条関係)
新たな規制の特例措置の整備に係る要望書

年月日

主担当課名 期

代表者の氏名

住所

郵便番号

会社名

会社所在地

電話番号

FAX番号

E-mail

その他

(備考)

1. 本規制の実施の目標
2. 本規制の実施の目標に対する実績

(1) 新規事業開拓の実績
(2) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(3) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(4) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(5) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(6) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(7) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(8) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(9) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(10) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(11) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(12) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(13) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(14) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(15) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(16) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(17) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(18) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(19) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(20) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(21) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(22) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(23) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(24) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(25) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(26) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(27) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(28) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(29) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(30) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(31) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(32) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(33) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(34) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(35) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(36) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(37) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(38) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(39) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(40) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(41) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(42) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(43) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(44) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(45) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(46) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(47) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(48) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(49) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(50) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(51) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(52) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(53) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(54) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(55) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(56) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(57) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(58) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(59) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(60) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(61) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(62) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(63) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(64) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(65) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(66) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(67) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(68) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(69) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(70) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(71) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(72) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(73) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(74) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(75) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(76) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(77) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(78) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(79) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(80) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(81) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(82) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(83) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(84) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(85) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(86) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(87) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(88) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(89) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(90) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(91) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(92) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(93) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(94) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(95) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(96) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(97) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(98) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(99) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(100) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(101) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(102) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(103) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(104) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(105) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(106) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(107) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(108) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(109) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(110) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(111) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(112) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(113) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(114) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(115) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(116) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(117) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(118) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(119) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(120) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(121) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(122) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(123) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(124) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(125) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(126) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(127) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(128) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(129) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(130) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(131) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(132) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(133) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(134) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(135) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(136) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(137) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(138) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(139) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(140) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(141) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(142) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(143) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(144) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(145) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(146) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(147) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(148) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(149) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(150) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(151) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(152) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(153) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(154) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(155) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(156) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(157) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(158) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(159) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(160) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(161) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(162) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(163) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(164) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(165) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(166) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(167) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(168) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(169) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(170) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(171) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(172) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(173) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(174) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(175) 新規事業開拓の実績に対する実績方針

(17

〔第2条各款〕
新た規制の特例措置を講ずることとする旨の通知書
年 月 日
主務大臣名
被 告 月 日行で監査官のための新たな規制の特例措置については、以下の
のとおり実施することとし、よろしくお願いします。

備考三（第2条同様）
達することによる新たな規制の特例措置の内容

樣式第四（第2条關係）

様式第五（第3条関係）

■**第6回A** (第3条関係)
新技術等実用評議会による新技術等開拓規定の解説等に関する回答書
年月日
主催大臣名

記

年月日付で前回に至り確認のためあった件について、下記のとおり回答いたします。

記

1. 新技術等開拓規定の解説及び新技術等実用評議会に対する新技術等開拓規定の適用範囲及び
2. 対象規定において、新技術等実用評議会の実施が可能である場合における開拓規定は実施が
3. お尋ねられた方の質問ある場合はその内容
4. その他

(注) 本回答は、確認を求める対象となる企業名(会員)を所管するところから、開拓者から提
出された質問をもとに使用して、現時点における要旨を示したものであります。もしより、
新技術等開拓規定の解説等開拓規定を変更する場合は、改めてお知らせいたします。

■**第7回A** (第4条関係)
新技術等実用評議会の認定申請書
年月日
主催大臣名 署
住所
代表者の氏名

生産性向上特別措置法（以下「法」という。）第11条第1項の規定に基づき、下記のとおり回答
についてお答えを以て申告いたします。

記

1. 新技術等実用評議会の目的
2. 次に掲げる新技術等実用評議会の内容
(1) 新技術等の実用化の促進のための実験研究の方法
(2) 新技術等の実用化の促進のための実験研究の方法
(3) 企業等各事業場を分離する分離の方法及びその実施方法
(4) 企業等各事業場の分離及び新技術等実用評議会の運営の方法
(5) 企業等各事業場の分離及び新技術等実用評議会の運営の方法
(6) 法第2条第2款の区分に定める範囲にかかる新技術等実用評議会の本項
(7) 他の新技術等実用評議会の運営を行なううとする新技術等実用評議会の運営の方法
(8) その他

(備考)
1. 本大臣の承認の上に於て、必要の書類を提出するよう努めること。
2. 用紙の大きさは、日本郵便規格A4とする。

(③認定書)
1. 新技術等実用評議会の目的
(1) 新技術等の実用化の促進のための実験研究の方法
(2) 新技術等の実用化の促進のための実験研究の方法
(3) 企業等各事業場を分離する分離の方法及びその実施方法
(4) 企業等各事業場の分離及び新技術等実用評議会の運営の方法
(5) 企業等各事業場の分離及び新技術等実用評議会の運営の方法
(6) 法第2条第2款の区分に定める範囲にかかる新技術等実用評議会の本項
(7) 他の新技術等実用評議会の運営を行なううとする新技術等実用評議会の運営の方法
(8) その他

(備考)
1. 本大臣の承認の上に於て、必要の書類を提出するよう努めること。
2. 用紙の大きさは、日本郵便規格A4とする。

(④新技術等実用評議会の認定申請書)

1. 新技術等実用評議会の認定申請書に記載するところの認定申請書に記載するところの認定申請
2. 法第11条第1項の規定により開拓規定の適用範囲に該当する場合に、開拓規定の適用範囲に該當する
3. 法第11条第1項の規定により開拓規定の適用範囲に該当する場合に、開拓規定の適用範囲に該當する
4. 法第11条第1項の規定により開拓規定の適用範囲に該当する場合に、開拓規定の適用範囲に該當する
5. 法第11条第1項の規定により開拓規定の適用範囲に該当する場合に、開拓規定の適用範囲に該當する
6. 法第11条第1項の規定により開拓規定の適用範囲に該当する場合に、開拓規定の適用範囲に該當する
7. 法第11条第1項の規定により開拓規定の適用範囲に該当する場合に、開拓規定の適用範囲に該當する
8. 法第11条第1項の規定により開拓規定の適用範囲に該当する場合に、開拓規定の適用範囲に該當する
9. その他

(備考)
1. 本大臣の承認の上に於て、必要の書類を提出するよう努めること。
2. 用紙の大きさは、日本郵便規格A4とする。

(⑤新技術等実用評議会の認定通知書)

1. 新技術等実用評議会の認定通知書に記載するところの認定通知書に記載するところの認定通知
2. 法第11条第1項の規定により開拓規定の適用範囲に該当する場合に、開拓規定の適用範囲に該當する
3. 法第11条第1項の規定により開拓規定の適用範囲に該当する場合に、開拓規定の適用範囲に該當する
4. 法第11条第1項の規定により開拓規定の適用範囲に該当する場合に、開拓規定の適用範囲に該當する
5. 法第11条第1項の規定により開拓規定の適用範囲に該当する場合に、開拓規定の適用範囲に該當する
6. 法第11条第1項の規定により開拓規定の適用範囲に該当する場合に、開拓規定の適用範囲に該當する
7. 法第11条第1項の規定により開拓規定の適用範囲に該当する場合に、開拓規定の適用範囲に該當する
8. 法第11条第1項の規定により開拓規定の適用範囲に該当する場合に、開拓規定の適用範囲に該當する
9. その他

(備考)
1. 本大臣の承認の上に於て、必要の書類を提出するよう努めること。
2. 用紙の大きさは、日本郵便規格A4とする。

■**第8回A** (第5条関係)
新技術等実用評議会の不認定通知書
年月日
主催大臣名 署

記

年月日付で認定申請のあった新技術等実用評議会について、下記のとおり認定しないものとします。

記

1. 不認定の理由
2. 基準的実業活動評議会員会からの意見の概要

(備考)
用紙の大きさは、日本郵便規格A4とする。

(⑥不認定通知書)

生産性向上特別措置法第11条第4項のうち、認定をしない理由を具体的に記載する。

様式第十（第六条関係）

様式第十一（第6条関係）

様式第十二（第6条関係）

（参考）(第5回問題)

認定技術等実証計画中の公表

1. 認定技術としての年数
2. 認定技術等実証計画の著者名
3. 認定技術等実証計画の目録
4. 認定技術等実証計画の内容
- (1) 新技術等による技術革新の内容
- (2) 産業界内特許権登録（以下「JPO」）第2条第2項第1号に規定する実用的新技術登録の登録番号
- (3) 第2条第2項第2号に規定する分野の名称及び実施方法
5. 新技術等による実験結果及び実験条件
6. 新技術等による実験結果の記述
7. 第2条第2項第2号に規定する公報に記載した新技術登録の公報
8. 第2条第2項第2号に規定する公報に記載した新技術登録の公報の各項目
9. 規則の附則項の適用を受けて新技術等実証計画の場合は該当規則の附則項の内容

(記載要領)
「4. 認定新技術等実証計画の内容」中、認定新技術等実証実施者の営業上の秘密に該当する部分については、これを公表の対象として記載しない。

(2) 新技術等実施強制規定の条項
(3) 実績を適切に実施するため必要となる措置
4. 当該認定に係る新技術等実施計画の実施期間

■	■	■	■	■	■
第十一 (第6条同様)			参加者等の同意の取得状況報告書		
			年月日		
主務大臣名 照			住名 所称		

年 月 日付で交付された新技術等審査計画について、以下のとおり認定
新技術等審査計画に記載した参加者等から同意を得たので報告します。

様式十二 (第6条関係)	新技術等実証計画の認定証の再交付申請書
	年 月 日
主務大臣名 印	住 所 称 名

生産性向上特別措置法施行規則第6条各項の規定に基づき、
で認定を受けた新技術等実績計画の認定証の再交付を申請します。

■式様十二(第七条関係) 許定新技術等実証計画の変更認定申請書

主査大臣名 稲

年月日

在 所
代表者の氏名

年一月一日付で認定を受ける新技術等実証計画について下記のとおり変更したいので、生産性向上特措法第1条第1項の規定に基づき認定を申請します。

記

1. 変更事項
2. 変更事項の内容

(備考)
1. 生産大臣の求めに応じ、必要な書類を提出するよう努めること。
2. 变更の大きさは、日本産業規格A4とする。

(記載要領)
変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載する。

■式様十三(第七条関係) 許定新事業活動計画の変更不認定通知書

主査大臣名

年月日

理由により認定をしないものとします。

記

1. 不認定の理由
2. 系統的審査評価委員会からの意見の概要

(備考)
用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(記載要領)
生産性向上特措法第1条第4項のうち、認定しない理由を具体的に記載する。

■式様十四(第七条関係) 许定後の認定新技術等実証計画の内容の公表

1. 変更認定をした年月日
2. 変更認定をした新技術等実証計画の名称
3. 変更後の認定新技術等実証計画の内容
4. 変更の内容に対する新技術等実証計画の公表
(1) 新技術等及び実証計画の公表箇所
1) 生産性向上特措法第1条第4項のうち、第2条第2項第1号に規定する例の内容及びその範囲
(2) 法令第2条第2項第2号に規定する分野の内容とその実施方法
(3) 法令第2条第2項第2号に規定する分野の実施方法
(4) 変更前の認定新技術等実証計画の変更箇所又は変更内容

(記載要領)
1. 变更後の認定新技術等実証計画の内容の中、認定新技術等実証実施者の営業上最も影響を及ぼす部分については、これを公表の対象として記載しない。

■式様十六(第八条関係) 許定新技術等実証計画の変更点の通知書

主査大臣名

年月日

記

1. 変更の掲示の内容
2. 変更を掲示する場所

(備考)
用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(記載要領)
生産性向上特措法第1条第4項のうち、変更を掲示する理由を具体的に記載する。

様式第十七（第九条関係）

年 月 日

新規技術等実証計画の認定取消し通知書

第17号

(第9条関係)

主務大臣　名

記

年　月　日付けで認定をした新規技術等実証計画については、下記の理由により認定を致せられました。

1. 認定を受ける権利喪失
2. 認定の事業活動評議会委員会からの意見の懸念

(備考)
用紙の大きさは、日本規格A4とする。

(記載要項)
主務大臣による特別措置法第13条第2項又は第3項のうち、認定の取消しの理由となっているものを具体的に記載する。

様式第十八（第九条関係）

年 月 日

新規技術等実証計画の認定取消しの公示

第18号

(第9条関係)

主務大臣　名

記

1. 認定の取消しとした年月日
2. 認定を致した新規技術等実証計画の名称
3. 認定を致した新規技術等実証計画の内容
4. 認定取消しの理由

(記載要項)
認定を受けられた新規技術等実証計画の実業上の収益に該当する部分については、これを公表の対象として記載しない。

様式第十九（第10条関係）
(略)

年 月 日

革新的データ収集活用計画の認定登録

第19号

(第10条関係)

主務大臣　名

記

年　月　日付けの認定申請について、主務大臣による認定登録第22条第4項の規定に基づき、同様各号のいずれにも適合するものであることを認定します。

1. 申請をした年月日
2. 申請者の名前及び申請者の住所
3. 申請者の住所
4. 革新的データ収集活用計画の概要（実施途程の有無を含む。）

(備考)
1. 用紙の大きさは、日本規格A4とする。
2. 申請のあった認定申請書及び別紙の写しを記付する。

様式第二十一（第11条関係）

年 月 日

革新的データ収集活用計画の不認定通知書

第21号

(第11条関係)

主務大臣　名

記

年　月　日付け認定申請のあった革新的データ収集活用計画については、下記の理由により認定をしないものとします。

不認定の理由

(備考)
用紙の大きさは、日本規格A4とする。

(記載要項)
主務大臣による特別措置法第22条第4項のうち、認定をしない理由を具体的に記載する。

■**認定書二十二**（第11条関係）
認定基準のデータ収集活用計画の概要の公表
1. 認定をした年月日
2. 認定基準のデータ収集活用事業者の名称
3. 認定基準のデータ収集活用計画の概要
4. 個人情報保護委員会に届けた場合については、当該機関の概要

（備考）用紙の大きさは、日本標準規格A4とする。

（記載欄）
「3. 認定基準のデータ収集活用計画の概要」中、認定基準のデータ収集活用事業者の事業上
的に該当する場合は、これを公表の対象として記載しない。

株式第二十三（第一二条関係）
株式第二十四（第一二条関係）
（略）

■**認定書二十三**（第12条関係）
基準のデータ収集活用計画の変更の認定書
年　月　日
期
主務大臣　名
年　月　日付で変更認定申請について、生産性向上特別措置法第2条第4項の規
定に基づき、同額未満の場合は、もとより合算して認めることを認定します。
記
1. 变更認定をした年月日
2. 变更後の小継続の名前及び代表者の氏名
3. 变更後の小継続の住所
4. 变更後の基準のデータ収集活用計画の概要

（備考）
1. 用紙の大きさは、日本標準規格A4とする。
2. 申請のあった変更認定申請書の写しを添付する。

■**認定書二十四**（第12条関係）
認定基準のデータ収集活用計画の変更の不認定通知書
年　月　日
期
主務大臣　名
年　月　日付で変更認定申請のあった認定基準のデータ収集活用計画について、
下記の理由により認定をしないものとします。
記
不認定の理由
（備考）
用紙の大きさは、日本標準規格A4とする。
（記載欄）
生産性向上特別措置法第2条第4項のうち、認定しない理由を具体的に記載する。

■**認定書二十六**（第12条関係）
変更後の認定基準のデータ収集活用計画の概要の公表
1. 认定認定をした年月日
2. 变更後の認定基準のデータ収集活用事業者の名称
3. 变更後の認定基準のデータ収集活用計画の概要
4. 個人情報保護委員会に届けた場合については、当該機関の概要

（備考）用紙の大きさは、日本標準規格A4とする。

（記載欄）
「3. 变更後の認定基準のデータ収集活用計画の概要」中、認定基準のデータ収集活用事業者の事業上
的に該当する場合は、これを公表の対象として記載しない。

■■■二十七（第13条関係）

認定更新のデータ収集活用計画の変更指示の通知書

年　月　日

記

主務大臣　名

年　月　日付で変更をした更新のデータ収集活用計画については、下記の理由により変更を指示します。

記

1. 変更の指示の内容
2. 変更を指示する理由

(参考)　用紙の大きさは、日本版面規格A4とする。

(注意事項)　1. 生産性向上特別措置法第23条第3項のうち、変更を指示する理由を具体的に記載する。
2. 更新の実施評議会委員会に意見を聞いた場合にあっては、当該意見の概要を、変更を指示する理由に含めて記載する。

■■■二十八（第14条関係）

認定更新のデータ収集活用計画の認定取消し通知書

年　月　日

記

主務大臣　名

年　月　日付で認定をした更新のデータ収集活用計画については、下記の理由により認定を取り消します。

記

(参考)　認定を取り消す理由

(注意事項)　生産性向上特別措置法第23条第2項及び第3項のうち、認定の取消しの理由となっているものを具体的に記載する。

■■■二十九（第14条関係）

認定更新のデータ収集活用事業計画の認定取消しの公示

1. 認定取消しをした年月日

2. 認定を取り消す更新のデータ収集活用事業者の名称

3. 認定取消しの理由

(参考)　用紙の大きさは、日本版面規格A4とする。

(注意事項)　1. 生産性向上特別措置法第23条第2項及び第3項のうち、認定取消しの理由となっているものを具体的に記載する。
2. 「(3. 認定取消しの理由)」中、更新のデータ収集活用事業者の事業上の秘密に該当する部分については、二重破線の記号として記載しない。

■**文書様式十一**（第15条関係）

年　月　日
主務大臣　名
記

年　月　日
主務大臣　名
申　是　日付けの確認申請について、生産性向上特例措置法第26条第1項に規定する
安全管理制度に係る基準に適合するものと確認します。

1. 確認をした年月日
2. 申請者の氏名及び代表者の氏名
3. 申請者の住所
4. 認定審査時のデータ収集活用計画の概要

（備考）
用紙の大きさは、日本通常規格A4とする。

■**文書様式十二**（第15条関係）

年　月　日
主務大臣　名
記

年　月　日
主務大臣　名
申　是　日付けで確認申請のあった特定新規データ収集活用に係るデータの安全管理
規について、下記の通りに上り確認をしないものとします。

確認をしない理由

（備考）
用紙の大きさは、日本通常規格A4とする。
（記載欄）
生産性向上特例措置法第26条第1項に規定するデータの安全管理に係る基準のうち、確認をしな
い理由を具体的に記載する。

■**文書様式十三**（第16条関係）

年　月　日
主務大臣　名
記

年　月　日
主務大臣　名
申　是　日付けの更変確認申請について、生産性向上特例措置法第26条第1項に規
定する安全管理制度に係る基準に適合するものと確認します。

1. 变更確認をした年月日
2. 变更後の申請者の氏名及び代表者の氏名
3. 变更後の申請者の住所
4. 变更後の特定新規データ収集活用計画の概要

（備考）
用紙の大きさは、日本通常規格A4とする。

■**文書様式十四**（第16条関係）

年　月　日
主務大臣　名
記

年　月　日
主務大臣　名
申　是　日付けで更変確認申請のあった特定新規データ収集活用に係るデータの安
全管理制度について、下記の通りに上り確認をしないものとします。

確認をしない理由

（備考）
用紙の大きさは、日本通常規格A4とする。
（記載欄）
生産性向上特例措置法第26条第1項に規定するデータの安全管理に係る基準のうち、確認をしな
い理由を具体的に記載する。

様式第三十六（第17条関係）

年 月 日

記

代表者の氏名

印

請求者名
調査不依頼の相手名
調査結果
その他記載事項

(備考)
 1. 「調査の大きさ」は、日本産業規格A4とすること。
 2. 「調査不依頼の相手名」の欄には、法第22条第5項、第26条第1項又は第28条第3項の
 いずれかを記入すること。
 3. 各項目の記載欄ごとの記載欄の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙の
 とおり」と記載し、別紙を添付すること。

様式第三十八（第18条関係）

年 月 日

記

大臣名

年 月 日付で次のあつた調査の権限の保有するデータの提供範囲について、生
 命体内上の特許権法（以下「法」という。）第26条第2項（第6項）（第10項）の規定に基づき、
 下記とおり提供することとのことで、通知します。

1. 提供するデータの内容
<input checked="" type="checkbox"/> 提供するデータの名称及び 提出する機関の名称
<input checked="" type="checkbox"/> 提供するデータを保有し ている期間又は公共 機関等
2. データの提供方法
<input checked="" type="checkbox"/> データ形式
<input checked="" type="checkbox"/> データの提出方法
<input checked="" type="checkbox"/> データの提出方法
3. データの提供の準備に要する期間
4. 提付すべき手数料の額

5. 手数料を減額又は免除した旨

6. 手数料を減額又は免除した場合の額
(※) 手数料の減額又は免除をした場合は、その額を添付すること。

7. その他のデータの提出に当たって必要な事項

8. 指定箇所等
担当課室：
電話番号：

(備考)
 1. 「大臣名」は、法第22条第5項の規定による場合に記入必須とし、同条第6項の規定に
 よる場合には、主務大臣及び内閣官房の機関への者を上記、同第10項の規定による場合には主務
 大臣及び公務員等、又は主務大臣、閣僚及び機関の長及び公共機関の連名とする。
 2. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

■**■■■■■** (第18条関係)■**■■■■■** (第18条関係)

年 月 日

記

大区 名

申 一、 おおむね、本件は、資料と本件との関連性により、該資料は公表機関等の保有するデータの操作取扱について、生産的・販売的・販路開拓的・販路拡大目的で利用することを主とし、同条第7項の規定による場合は、主務大臣及び大臣又は副大臣が該資料の取扱いに係る権限をもつて、同条第1項の規定による場合は、主務大臣及び大臣又は副大臣が該資料の取扱いに係る権限をもつて、下記の理由により提供しないこととしましたので、通知します。

データを提供しない理由

(備考)
1. 「大区」、申 一は、資料と本件との関連性により、該資料は公表機関等の保有するデータの操作取扱について、生産的・販売的・販路開拓的・販路拡大目的で利用することを主とし、同条第7項の規定による場合は、主務大臣及び大臣又は副大臣が該資料の取扱いに係る権限をもつて、同条第1項の規定による場合は、主務大臣及び大臣又は副大臣が該資料の取扱いに係る権限をもつて、下記の理由により提供しないこととしましたので、通知します。

(記載要領)
当第26条第2項のうち、前件をしない理由を具体的に記載する。■**■■■■■** (第18条関係)■**■■■■■** (第18条関係)

年 月 日

記

大区 名

申 一、 おおむね、本件は、資料と本件との関連性により、該資料は公表機関等の保有するデータの操作取扱について、生産的・販売的・販路開拓的・販路拡大目的で利用することを主とし、同条第7項の規定による場合は、主務大臣及び大臣又は副大臣が該資料の取扱いに係る権限をもつて、同条第1項の規定による場合は、主務大臣及び大臣又は副大臣が該資料の取扱いに係る権限をもつて、下記の理由により提供しないこととしましたので、通知します。

データを提供しない理由

(備考)
1. 「大区」、申 一は、資料と本件との関連性により、該資料は公表機関等の保有するデータの操作取扱について、生産的・販売的・販路開拓的・販路拡大目的で利用することを主とし、同条第7項の規定による場合は、主務大臣及び大臣又は副大臣が該資料の取扱いに係る権限をもつて、同条第1項の規定による場合は、主務大臣及び大臣又は副大臣が該資料の取扱いに係る権限をもつて、下記の理由により提供しないこととしましたので、通知します。

(記載要領)
当第26条第2項のうち、前件をしない理由を具体的に記載する。■**■■■■■** (第18条関係)■**■■■■■** (第18条関係)

年 月 日

記

大区 名

申 一、 おおむね、本件は、資料と本件との関連性により、該資料は公表機関等の保有するデータの操作取扱について、生産的・販売的・販路開拓的・販路拡大目的で利用することを主とし、同条第7項の規定による場合は、主務大臣及び大臣又は副大臣が該資料の取扱いに係る権限をもつて、同条第1項の規定による場合は、主務大臣及び大臣又は副大臣が該資料の取扱いに係る権限をもつて、下記の理由により提供しないこととしましたので、通知します。

データを提供しない理由

(備考)
1. 「大区」、申 一は、資料と本件との関連性により、該資料は公表機関等の保有するデータの操作取扱について、生産的・販売的・販路開拓的・販路拡大目的で利用することを主とし、同条第7項の規定による場合は、主務大臣及び大臣又は副大臣が該資料の取扱いに係る権限をもつて、同条第1項の規定による場合は、主務大臣及び大臣又は副大臣が該資料の取扱いに係る権限をもつて、下記の理由により提供しないこととしましたので、通知します。

(記載要領)
前件をしない理由を具体的に記載する。

樣式第四十六（第21条関係）
（略）

第十七(第十二回)	
(後編)	
署名	生田向洋特種監修第三章の現役による人気作家
調査の年月日 昭和丙午年月日	
等級	上級から、生田向洋特種監修第三章の現役以上、立派な教科書であることを認めます。
有効期限 年月日	
年月日	
土屋次郎 日	

(備考)

生活向上料の請求権法 (平成20年法律第25号) (9)

第30条 市町村は、この法律の規定の範囲内において、認定扶養親等者に對し、第1項第1号の規定による手当金を支給する場合に、又はその他の場合に、相続扶養親等者に對し、第1項第2号の規定による手当金を支給する場合に、扶養親等者と被扶養者との間に扶養扶助の義務があることを証明するための書類を提出する場合は、扶養扶助の特權の有無を問わず、扶養扶助の期間を記載することができる。

2 第1項の規定により手当金を受ける場合は、その手当金を扶養親等者に、認定扶養親等者に提出する。

3 第1項の規定により受取扶養権がある場合は、認定扶養親等のもの認められたものと解してはならない。

第5条 本法の施行の日以後に出生するときは、その施行日をもととし、30万円以下の手当金を支給する。

第6条 第1項の規定による手当金を支給する場合は、手当金の額を算出するに當り、第2項の規定によること。

第三条 第1項の規定による手当金を支給する場合は、手当金の額を算出するに當り、第2項の規定によること。